

くらしの法律救急箱



第78回 調停のギモン

令和4年10月に発足100周年を迎える、裁判所の調停制度。では、調停とはどのような手続なのでしょうか。

1 調停とは

調停とは、当事者間のトラブルを、裁判所が間に入って話し合いを進め、解決を図る手続です。裁判官1名と調停委員2名で「調停委員会」を構成しますが、基本的には2名の調停委員が当事者双方から話を聞き、トラブルの妥当な解決に向けて一緒に考えてくれるのです。

調停で両当事者が合意した内容は「調停調書」にまとめられ、この調停調書は、判決と同じ効力を持ちます。したがって、その内容が実行されない場合、強制執行を申し立てることができます。

ただし、調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによってお互いの合意を目指す手続です。したがって、一方の主張が法的に正しくても、他方が解決案に同意しなければ、調停は不成立となってしまうのです。

また、調停事件の関係人が正当な事由なく出頭しないときは、裁判所は5万円以下の過料に処すると定められています。それでも相手方が調停を欠席するとき、調停は続けられず、原則として不成立となって終了します。もっとも、相手方が調停に出頭せず、調停での合意ができない場合でも、調停の経過や紛争の

態様によっては、裁判所が、当事者の言い分を公平に考慮して、解決のための必要な決定をすることがあります（「調停に代わる決定」といいます）。この決定を受け取ってから2週間以内に、異議の申立てがなければ、調停が成立したのと同じ効果が生じます。

2 調停委員とは

調停委員は、弁護士や税理士、不動産鑑定士など、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識や経験を持つている方のほか、社会生活の上で豊富な知識経験を有する方の中から、人格識見の高い方が選ばれます。原則として40歳以上70歳未満で、家事調停の場合は男女の組み合わせとなっています。

非常勤の裁判所職員の地位にあり、日当が支払われますが、数時間にわたって当事者双方から根気良く話を聞き、対立関係を和らげたり、時には説得に努めるという労力に照らすと安価といわれます。

3 調停の種類

調停には、民事のトラブルを扱う民事調停と、離婚や相続といった家庭のトラブルを扱う家事調停があります。

(1) 民事調停

民事調停の対象となる紛争は、お金の貸し借り、代金の支払い、借地借家をめぐる紛争、その他日常生活におけるトラブルなど、様々です。



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

賃料の増減額のように、最初から訴訟を起こすのではなく、まず調停を経なければならぬと定められているものもありますが、それ以外のトラブルについては、調停と訴訟のどちらの手続もとることができます。例えば、建築や賃料に関する紛争について、各当事者の主張が異なる場合は、建築士や不動産鑑定士といった専門家の調停委員が関与し、その専門的な意見を聞くことで当事者が歩み寄ることも多いですし、損害賠償に関するトラブルについて、責任を認めているけれども、賠償額について折り合いがつかないような場合に、調停委員のサポートにより、円滑に話し合いが進むこともあります。

民事調停は、原則として、相手方の住所がある区域を管轄する簡易裁判所に申し立てます。

調停申立書については、裁判所ウェブサイトや簡易裁判所の受付窓口に着用されていますが（トラブルごとに、何種類かの定型書式があります）、申立書の書き方や手続が分からない場合には、簡易裁判所の窓口で説明を受けることもできます。

申立てに必要な申立手数料は、トラブルの対象の額に応じて算定され、例えば10万円までなら5000円、100万円では50000円です。また、関係者に書類を送るための郵便切手もあわせて納めなければなりません。

(2) 家事調停

家事調停は、家庭内や親族間のトラブルを広く扱

ますが、代表的なものは、離婚調停と遺産分割調停でしょう。それ以外にも、養育費や財産分与などの金銭に関わる紛争、親権者の変更など子どもに関わる問題、いわゆる嫁姑問題のような感情的な対立の調整など、特殊なものもあります。

家事調停は、原則として、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。申立て手数料は1200円です。

4 調停のメリット

両当事者の合意が成立し、その合意が調停調書に記載された場合、その記載は、確定した審判や判決と同一の効力があります。つまり、裁判を経たのと同じ結果を得ることができます。

また、前述のように、裁判所に納める手数料が訴訟に比べて安い上、解決までの時間は比較的短いものが多いというメリットもあります。

調停の申立てに当たっては特別の法律知識は必要なく、弁護士に依頼せずとも対応は可能です。ただし、調停委員は、当事者の合意に向けて話し合いをあっせんしてくれるという役割に過ぎませんから、調停の場では、自分の意見をしっかりと伝える必要があるでしょう。